

農業会議とは

愛知県農業会議は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて昭和29年9月10日に設立された愛知県知事の認可法人です。

愛知県農業会議は、原則として行政機関である市町村農業委員会の会長が会議員になり、その会議員（54名）と愛知県内の各種農業団体の代表及び学識経験者等の会議員（24名）で構成されています。

農業会議の業務は

農業会議の業務は、農業委員会法第40条に規定されており、

- 1) 行政庁の諮問機関として行政行為を補完する業務（専属的業務）
 - 2) 農業および農業者の代表機関として行う業務（非専属的業務）
- の2つに区分されます。

専属的業務とは

農業委員会法第40条第1項に規定されています。

農地法等の法令により農業会議が専属的に行うこととされている業務で、法律に基づく行政の行為を農業会議が補完するものです。

たとえば、農地法において、農地転用に係る知事の許可に先立ち知事は都道府県農業会議の意見を聴くこととされているなどの業務です。

農地法その他、農業経営基盤強化促進法、市民農園整備促進法、農業振興地の整備に関する法律、土地改良法などに農業会議の関与が規定されています。

非専属的業務とは

農業委員会法第40条第2項に規定されていて、農業および農業者の代表機関として行う業務で、都道府県域内の農業および農業者に関する事項について意見を公表したり、行政庁に建議し、または行政庁の諮問に応じて答申する業務です。

また、簿記講習会や農業経営者等の組織活動のサポートなど農業経営の近代化を支援する業務、農業・農業者に関する諸問題の正確な知識や正当な認識を情報提供する業務も担っています。

さらに、市町村の農業委員等に対して講習や研修を行うことや、農業委員会の所掌事務に対する協力する業務などがあります。